

平成30年9月17日

松山市議会議員 原 俊司

平成30年度 市政報告会



この度は、市政報告会にご出席賜り感謝申し上げます。
7月豪雨災害によりお亡くなりになられた方々のご冥福と被災されました方々に心よりお見舞い申し上げます。

責任政党自民党議員として、安全の確保と一日でも早い災害復旧に全力で取り組む所存であります。

さて、本年4月には松山市議会議員選挙があり4期目の当選を果たすことができました。皆様のご支援に心から感謝申し上げます。6月には2年務めた副議長を退任、自民党議員団の代表として7月の自民党松山支連大会において、会長職を仰せつかりました。

議会と自民党支連の代表として今後も引き続き、国そして自民党と地方との橋渡し役として、地方創生の基盤となる政策を、松山市がしっかりと受け皿となれますよう、松山市民のために、粉骨碎身の努力を傾注いたしてまいりますので、これからも変わらぬご支援ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

松山市議会議員
原 俊司

この度の7月豪雨災害の対応では、自民党松山支連として自民党愛媛県連を通じまして、政府及び党本部に対しまして被災状況と被災者の声を届けるために、要望活動をしてまいりました。

官邸・内閣府の7月豪雨被災者生活支援チームにおいては、「7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ」を取りまとめ、被災者の生活・生業の再建に向けて、緊急に対応すべき施策について、速やかに予備費等で対応が進められています。再建には財源確保が重要ですが、特に今回は、被災自治体が財源に不安なく、復旧・復興に取り組めるよう、随時、予備費等の措置が講じられることとなっています。また、地域ごとの災害の特性を踏まえたきめ細やかな災害応急復旧を早急に進めていくとともに、地域経済の再生に向けた寄り添い型の支援を迅速に実施することを基本方針としています。

政府の速やかな対応に、心から感謝申し上げますと共に、今後も自民党として市民の声を届ける責任政党として、一日でも早い復旧・復興に向けて全力で支援していく所存です。

本市としても地域住民としても初めて経験ともいえます。訓練とは違い、実際の災害へ対応は、多くの経験をした機会にとらえ、今だからこそできる危機管理体制の検証をしていく必要があります。

1. 災害支援について

1) 被災者（住宅等・営農者）への支援策の伝達・広報について

【質問】

今回の豪雨災害において、**住宅等の被害があった方への支援として、被災者自らが、がれき等を撤去した場合の費用を事後請求ができる**ことで、**個人及び法人の建物や敷地が被災した場合も対象となっている**。被災家屋等の撤去に対する支援では、二次災害防止の為、緊急を要する場合は市が撤去し、「全壊」「大規模半壊」「半壊」の判定を受けた家屋等の所有者を対象に家屋撤去に要した費用を支援します。また、緊急的な住居の確保として、一時的な住居として被災者用に用意した市営住宅を提供、生活再建支援金として、住宅が全壊した世帯等に対し最大375万円、災害援護資金として、条件付きで最大で350万円までの貸し付けがある。この支援策を、**もれなく被災者にどう伝えていくのか**。

また、被災者の中には、申請が困難な方、やむを得ない理由で自身での申請が困難な方、申請が期日までに提出できない方など、被災者からの申請が、被災者の負担とならないように、**申請手続きの支援は、どのように対応しているのか**。



【答弁】

生活再建支援金と貸付金の周知ですが、7月17日から市ホームページに受け付け方法などを順次掲載したほか、8月1日号と15日号の広報まつやまでも紹介した。それに加え、対象となる方へは個別通知も行っており、生活再建支援金のうち基礎支援金と特別支援金については、申請を受け付けたものから、支払い手続きを進めています。なお、加算支援金については、住宅の再建方法によって支給額が変わることから、**個別に再建状況を確認しながら**、申請の案内をしていきます。次に、申請手続きの支援についてですが、被災直後には、土日の臨時窓口を開設しました。窓口にお越しいただけない方は、郵送での手続きや、代理での申請も受け付けている。さらに、申請手続きに必要となる住民票や罹災証明書などの**添付書類を市側で準備するなど、被災者の負担軽減に努めている**。こうした取り組みにより、すべての申請が期日までに完了するよう、引き続き被災者の皆さんに寄り添った対応をしている。

【質問】

被災した営農者への支援策ですが、内容は、営農者が営農維持そして一日でも早い経営ができるよう営農者に寄り添った**手厚いもの**になっている。申請窓口は、本市では、農林土木課、農林水産課、県では、農産園芸課、中予地方局産業振興課、国では、直接採択事業として農林水産省出先と多岐にわたります。申請者にしても、各土地改良区、各総代、各水利組合等、農協、農業法人、営農集団等など、今回は**農協等に属していない個人営農者にも支援策がある**。



質問だが、支援策は農協等に属さない**個人営農者にも支援策の情報が伝わっているのか**。また、その確認を営農者に対し、直接本市がしていますか。また、営農者支援策の窓口は多岐にわたることから、本市の**申請手続きの支援は構築しているのか**。

【答弁】

本市では、8月20日から各地区で農業者を対象にえひめ中央農協、松山市農協、農業共済、愛媛県、松山市が共同で説明会を計16回開催し、支援策を周知するとともに、その後、個別の相談も行っている。さらに、農林水産課の職員が、**個別に被災農家を訪問し**、被災状況に応じた支援策についての説明を行っています。また、農地の災害復旧に関しては、地元の土地改良区や水利組合、各農協など、様々なルートで被災農業者に支援策を周知している。次に、本市の申請手続支援の構築については、農林水産課内に国や県の事業にも精通した、**専任の災害対応チームを設置し**、各種支援策の相談に応じるとともに、農業指導センターにも相談窓口を設け、**営農の再開や継続に向けた相談を受けている**。

2) 想定外の土砂災害現場は何か所あったか。また、今後も豪雨災害は頻繁に発生することから、危険個所の再度の点検そして対策を検討する予定はないか。

【質問】

8月末現在で、261か所で土砂崩れが発生しました。本市では急傾斜地崩壊危険箇所705箇所、土石流危険渓流571箇所、山腹崩壊危険地261箇所、崩壊土砂流出危険地138箇所、地すべり危険箇所4箇所が土砂災害のおそれがある所となっている。今回、**想定外の土砂災害現場は何か所か、再度の点検そして対策を検討する予定はないか。**



【答弁】

7月豪雨で発生した土砂災害261箇所のうち、急傾斜地崩壊危険箇所などとして公表されていないものは73箇所あった。次に、再度の点検及び対策について、土砂災害のおそれがある区域を指定している県に問い合わせたところ、「今回土砂災害が発生した箇所を含め、新たに基礎調査が必要と認められれば、地形や土地利用状況等について調査を行い、土砂災害警戒区域等に指定する。」との回答があった。そこで、新たに区域が指定された場合には、地域防災計画に基づき、警戒や避難の体制を整備するとともに、防災マップの改訂時には区域を追加し、周知・啓発を図りたいと考えている。

3) 想定外ではなくなった浸水想定地区では、根本的な対策のために雨水管の調査及び改修工事を促進する考えはないか。また、各課が連携して新設及び改修工事時に、浸水地区解消のために雨水管の調査や改修工事を実施する考えはないか。

【質問】

浸水対策事業として、平成13年の梅雨前線豪雨災害で市内10地区を浸水対策事業の重点地区に位置付け、平成15年度から雨水排水ポンプ場を整備、平成28年度に整備完了し、新た



に平成21年度から9地区を、その他地区として整備を始め、そのうち堀江地区では30年度完成を目指して排水ポンプ場の整備を進めています。排水ポンプ場は当然必要な対策事業ですが、雨水が路面排水施設を通じ、埋設管や水路を通して河川に排水されます。市内では田畑の減少や住宅等の建築物建設により土地自体に保水能力低下しており、昔の設計の管路では排水能力では対応しきれず、排水ポンプ場や河川に流入前に、処理しきれない雨水が溢れ浸水してしまう地区が増えてきた。

質問ですが、想定外ではなくなった浸水想定地区では、常に浸水するという不安、常習化したストレスを抱えてる。根本的な対策のために雨水管の調査及び改修工事を促進する考えはないか。また、各課が連携して新設及び改修工事時に、浸水地区解消のために雨水管の調査や改修工事を実施する考えはないか。

【答弁】

都市部に降った雨水を速やかに排除し、市民の安全で安心な暮らしを実現するため、浸水対策として雨水管の改修工事等を促進することは、重要だと認識しています。

このため、特に平成13年6月の大雨以降、浸水対策を重点的に進めてきましたが、浸水被害の根本的な解消には、雨水を排除する河川等から被害が生じている地区まで下流側から順に雨水管を整備する必要があり、多くの事業費と長い期間を伴います。

そこで、本市では、限られた予算の中で効率的に浸水対策を推進するため、浸水被害の規模に応じて優先順位付けを行い、雨水管や雨水排水ポンプ場などを整備しており、現在は、床下浸水被害がたびたび発生している堀江地区など9地区で、一日も早い浸水被害の解消を目指し、事業を進めています。

次に、各課の連携ですが、計画段階から関係課と情報共有を図っており、文京町では、教育研修センターの新築に合わせて雨水貯留槽や雨水管を整備したほか、南江戸地区でも松山駅周辺土地区画整理事業に合わせ、雨水管を整備するなど、これまでも関係課と連携しながら、浸水対策を実施しています。

4) 本市に集約した情報とボランティアセンターとの連携について、今回の豪雨災害における改善点と、民生児童協議会からの情報をどのように収集して連携したのか。

【質問】

今回の豪雨災害の状況は当初、本市の被災状況はマスコミ機関からの報道が少なく、ボランティア募集に関しましても当初、苦戦をしたと聞き及んでいる。派遣先の優先順位や人員の配置において、地域からの情報はかかせない。地域からの情報そして行政情報を集約し、限られたマンパワーを最大限生かした活動が重要だと考える。本市に集約した情報とボランティアセンターとの連携について、今回豪雨災害における改善点と、民生児童協議会からの情報をどのように収集して連携したのか。

【答弁】

ボランティアセンターでは、今回の災害発生時にまず、地区民生児童委員協議会会長や町内会長等に依頼し被災した地域の要望の把握を行い市と情報共有を行うとともに、被災者自身や自主防災組織等の要請に応じて、市社会福祉協議会職員が現地でニーズ調査を実施し、支援活動の必要性や安全性を確認したうえで、ボランティアの派遣人数を決定した。本市も、収集した被害状況等を、ボランティアセンターと情報共有するとともに、市職員のボランティア休暇取得による活動への参加、また、ボランティア移送に係る車両及び運転手の確保や活動に必要な資機材の購入など、支援を行いました。

連携や情報の共有については、概ね支障はなかったが、災害ボランティア募集開始直後は、予測より申込が低調であったことから今後、募集方法について他市の事例等も参考にしながら、調査・研究します。

5) 自主防災組織について、地域で活動している若い世代や女性の防災士を、どのようなふうやしていくのか。また、防災士と他組織との兼任について

【質問】

本市の自主防災組織は、組織100パーセントを達成してる。また、全国自治体最多の平成30年8月末現在、4,614名の防災士を有しています。

南海トラフ地震発生時においては、全市が被災することは十分に想定する必要があり、限られた人員で活動している消防職員は、優先順位の中で活動を致しますし、自衛隊も他県に派遣されることも想定している。数日は、地域の住民中心で、被災地救援・支援活動への対応が求められるということを想定し、それぞれの地域で活動している若い防災士を増やし、様々な年齢構成で防災士を配置する必要があると考える。

平成17年から取り組みを始めた防災士養成も10年以上経過し、町内会などを母体とする自主防災組織の防災士は、高齢化が進みつつある地区もあり、若い世代そして女性に防災の知識を身につけて頂き防災士としての活躍を期待する。

質問ですが、年齢制限のないことから、それぞれの地域で活動している若い世代や女性の防災士を、どのようなふう増やしていくのかお答えください。

また、防災士の役割では地域とのつながりは必然と考えますが、防災士と他組織との兼任についてどのように考えていますかお答えください。

【答弁】

若い世代の防災士を養成するため、保育所、幼稚園や小学校、中学校の教職員をはじめ災害協定事業所の従業員などにも公費助成の枠を広げて、女性を含めた働き手世代の方が、防災士として地域と一緒に活動できる環境づくりを進めています。また、愛媛大学と連携した環境防災学では、大学生の防災士養成にも取り組んでおり、3年間で540名の学生防災士が誕生しています。さらに、資格を取得して10年を経過した防災士の後任者の育成を進めるとともに今年度から新たに女性枠を設け、優先的に女性が防災士の資格を取得できる仕組みをつくりました。次に、防災士の兼任については、地域の中では役職を兼任されるなど、大変なこともあるかと思いますが、災害時には防災士の経験や知識を生かしながらまずは、地域の中で決められた役割をそれぞれの組織や立場で優先して果たしていただきたいと考えています。

2. 介護事業について

1) 地域包括支援センターについて

【質問】

松山市地域包括支援センター運営協議会が2回開催され、運営協議会からは、保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士の三職種の配置を現行の**高齢者2千人に1人から1,500人に1人に見直す**。また、**センター長や事務員を配置する**など、相談業務に専念できる体制を確保する。ただし、センター長を配置する際は、適材適所の人選となるよう要件を慎重に検討する。事務所の場所として、市民に分かりやすい市有施設や公共的な施設へ積極的な設置に取り組むとともに、仕事しやすい環境が整っている施設を検討する。なお、公正・中立性を確保する観点から、受託法人の施設への設置は、原則認めない。包括センター委託契約期間は、3年ごとの介護保険法の改正に適切に対応できるよう3年間とする。センター数となる圏域の考え方については、次回募集のセンター数は、高齢者人口が2万人を超える「城西・勝山」を「清水・味酒」と「雄郡・新玉」に分割、「西」を「生石・味生」と「余土・垣生」に分割、「石井・久谷」は、面積の広い久谷地区があることから、より市民に近い「サブセンター」を置き、**12か所とサブセンターとすることを提案する**。質問ですがそれを受け、平成31年度から提言の内容に沿った地域包括支援センター運営業務の委託について、また、適切な運営、公正・中立性の確保やセンターの円滑かつ適正な運営を図るために、センターの委託法人以外の**本市職員を配置する考えはないか**。

【答弁】

センターの受託法人は、期間は3年、公募型プロポーザル方式で**12センターの受託法人を募集**、募集要件は、社会福祉法人や医療法人などの法人格を有し、事務所の場所や人員配置を定めた仕様書に沿って地域と連携し、公正で中立な立場で効率的な運営ができる法人を考えている。次に、人員確保は、センターの相談支援体制を充実させるため保健師などの**専門職を現在の70人から101に増員する**。そこで、専門職団体へセンター職員の増員を告知、広報、各センターで実習生を受け入れ、研修会を開催するなど人員確保に取り組む。また、専門職がセンターでの相談支援業務に専念できるよう、センター長と事務員を配置します。センター長は、人事と労務管理に加え、地域や関係団体との調整などが必要であるため、保健福祉業務や管理職の経験などを要件にして、適切な人材が配置されるよう、受託法人と事前協議する。

最後に、**センターへの市職員の配置は、介護保険課内に設置している「基幹型地域包括支援センター」がセンターの公正と中立性を確保し、指導や支援などを行っていますので、センター運営協議会の意見を聞く中で、今後も研究する**。

2) 施設型ではない在宅にて、重度の要介護状態にある高齢者を常時介護している家族等に、精神的及び経済的な負担を軽減する施策を実施する考えはないか。

【質問】

新潟市では、在宅介護を支援策として、要介護度にあわせた紙おむつの支給、年2回の寝具乾燥、月8千円の介護サービス利用支援給付、年6回の訪問理美容サービスを実施しています。要介護者が、住み慣れた地域で生活をするためには、家族の支援は重要です。質問ですが、**負担を軽減する施策を実施する考えはないか**。

【答弁】

現在、本市では「家族介護教室」の開催、「相談支援」、「配食サービス事業」、「まつやまファミリー・サポート・センター介護事業」、及び、松山市社会福祉協議会が実施する「在宅寝たきり高齢者理容サービス事業」などがあります。今後も、市民ニーズの把握に努め、他市の事例も参考にしながら、**有効な在宅介護の支援策について、調査・研究する**。

その他の質問

・公共物の被災防止策及び改善策について

- 1) 市道の橋梁耐震化や長寿命化修繕等の進捗状況を問う。
- 2) 市道の路面下空洞調査の実施状況と調査結果を問う。
- 3) 市道以外の農道等で救助活動時に必要と考えられる路面下空洞調査を今後進めていくお考えはあるか。

・特別養護老人ホーム等の施設整備について

- 1) 第7期松山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づいて、平成31年度に施設整備する特別養護老人ホーム等の施設整備にかかる事業者募集の状況を問う。
- 2) 整備計画は事業年度内開設を基本としているが、平成29年度に指定された事業所の開設状況を問う。
- 3) 今後、開設年度の猶予を設けていくのか。



皆様のご支援で、4期目の当選を果たすことができました。思わず感動の抱擁をしてしまいました。



7月21日 自民党松山支連大会にて会長に就任させて頂きました。市議会自民党議員団代表の職と共に全力で努めてまいります。

本日は、お忙しい中、お越しいただきまして
感謝申し上げます。
季節の変わり目です。
お体ご自愛頂きます様お願い申し上げます。
皆様の今後のご活躍ご健勝を祈念申し上げます。

松山市議会議員
原 俊 司
〒790-0056
松山市土居田町229-4
電話 089-974-8812
FAX 089-974-8813
メールharasyun@gmail.com